

平成29年5月10日

答申第773号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、放送受信料の契約・収納業務について「貴協会が業務を委託した業者が放送法に法った営業活動をしているかどうかはどのようにチェック、更に指導しているのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し開示することができないとした。

なお、NHKでは、委託法人事業者に対し、業務開始にあたって放送法や日本放送協会放送受信規約などの関係法規を説明し、適正な業務の遂行を要請していることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、委託法人事業者の訪問担当者への指導・育成、危機管理等に関する文書であり、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年5月10日（第249回審議委員会）

第786号諮問、審議、答申